

電話番号・電話転送サービスの新たな提供ルール の周知・運用に関する基本方針

令和4年12月
総務省番号企画室

総務省

- 認定事業者リストの公表（新設）（報告未提出等は反映しない）

事業者名	法人番号	登録番号・届出番号	認定を受けている番号種別※
A事業者			
B事業者			
...			

※ 「みなし認定・本認定の区分」、「電話転送役務の有無」も分かる形で公表する



電気通信事業者

卸電気通信役務であることを特定した契約の場合

- ・卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認
- ・卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守することに合意

卸元事業者



卸契約

卸先事業者



電気通信番号の管理に必要な連絡体制を構築

契約約款等による契約の場合

利用者が提供を受ける電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、契約約款等において、電気通信番号の使用に関する条件を遵守するよう要請

提供を受ける電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること等を提供元の電気通信事業者へ申告

電気通信事業者（提供元）



利用者（提供先）

（電気通信事業者）



（エンドユーザー）



一般の利用者と同じ利用契約

利用者として提供を受けた役務をさらに別の者に対して提供

検討事項

- 1) 以下の行為に関する具体的な要件・基準の明確化
【卸契約であることを特定した契約】
 - ① 提供先が番号認定を受けていることの確認
 - ② 提供先が番号使用条件を遵守することの合意【卸契約であることを特定しない契約】
 - ③ 提供先が自らの電気通信事業の用に供する場合、番号使用条件を遵守することの要請
- 2) 自らの電気通信事業の用に供する場合、認定等に関する申告が必要であること等の利用者への注意喚起方法
- 3) 公表する認定事業者リストの必要な項目及び更新頻度
- 4) 既存契約に対する対応

1) 以下の行為に関する具体的な要件・基準の明確化

【卸契約であることを特定した契約】

① 提供先が番号認定を受けていることの確認

方向性

- 卸契約を締結する際に、総務省が作成・公表する認定事業者リストとの照合により確認※を行う。
※ 卸先事業者が想定する番号の使用形態について番号使用計画に含まれていることを事前のやりとりの中で確認することが望ましい。
- リストに載っておらず、確認できない場合は、
卸先のステータス（a)未申請又は申請中、b)認定(みなし含)済みだがリストに未反映）を確認し、以下の対応。
【新規契約、かつステータスが a)の場合】
 - 卸先事業者に必要な旨伝え、認定取得後、改めて確認、契約を行う。
【その他の場合】
 - 証拠となる書類（a)の場合は申請書、b)の場合は認定証、番号使用計画（みなし認定の場合））を提出の上、後日認定の再確認を行うとして確認を留保し、卸先に対応が必要な旨を伝えて卸契約を締結。
 - 総務省による審査等の遅れによる場合を除き、少なくとも3ヶ月以内に再確認を行い、留保状態を解消する。
（ただし、確認時の年度に初めてみなし認定を取得している場合（番号使用状況の報告義務が一度も発生していない場合）は、翌年度6月末の報告を踏まえて更新されたリストに基づき再確認を行うものとする。）
 - 再確認でも認定の確認がとれない場合は、総務省に通報し、必要な対応を行う。
- 契約時に一度確認した後でも、番号使用状況の報告漏れ等によりリストから削除される場合があるため、定期的に卸先の認定状況の点検を行う。

認定確認の対応フロー図

(★) 卸先事業者を認定者リストと照合し、卸先の番号使用に係る認定取得を確認

確認できた場合

契約

確認できない場合

卸先が認定未申請又は申請中		卸先が認定取得済み（リスト未反映）	
新規契約	既存契約	新規契約	既存契約

卸先事業者に認定が必要な旨を伝達

証拠となる書類※の提出を受けた上で、確認を留保し、卸契約を締結（卸先事業者に対応が必要な旨を伝達）

※ 未申請/申請中の場合は申請書、認定取得済みの場合は認定証又は標準電気通信番号使用計画の別表第1又は別表第2の本文等

認定取得後

改めて確認（★）に戻る

確認時の年度に卸先がみなし認定を初めて取得した場合

その他の場合

翌年6月末の報告に基づくリスト更新時に再確認

3ヶ月以内※に再確認

※ 総務省による審査等の遅れがある場合は、確認可能になり次第

確認できた場合

確認できない場合

卸提供を継続

総務省に通報

- 1) 以下の行為に関する具体的な要件・基準の明確化
【卸契約であることを特定した契約】
 - ② 提供先が番号使用条件を遵守することの合意

方向性

- 卸契約書（※1）上で、卸先の事業者に対して、「認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件（※2）を遵守する」旨の記載を追加する。
 - （※1）卸契約書での記載が難しい場合には、卸契約書に紐付く書類でも可能
 - （※2）電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第六号）の第2の5に列記するもの及び第3の表で番号種別毎に定めているもの
- 具体的な記載については、上記趣旨を盛り込むことを条件とし、各社にて判断することとする。
- 上記に違反したことが判明した場合は、卸元及び卸先から総務省へ通報し、必要な対応を行う。

1) 以下の行為に関する具体的な要件・基準の明確化

【卸契約であることを特定しない契約】

③提供先が自らの電気通信事業の用に供する場合、番号使用条件を遵守することの要請

方向性

- サービス契約約款において、
「利用者が当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、利用者は利用者が当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け、又は受けようとしていることについて申告する」
「利用者が当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件（※）を遵守する」
旨をサービス提供の条件として明記する。
（※）電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第六号）の第2の5に列記するもの及び第3の表で番号種別毎に定めているもの
- 具体的な記載については、上記趣旨を盛り込むことを条件とし、各社にて判断することとする。
- 上記申告を受けた際は、卸先事業者が認定を受けていることを確認（流れは、卸契約であることを特定した契約の場合に準ずる）し、卸元事業者において申告日や確認結果等を記録する（総務省への年度報告にも反映）。
- 上記に違反したことが判明した場合は、卸元及び卸先から総務省へ通報し、必要な対応を行う。
- また、申告を受けた場合は卸契約であることを特定した契約へ誘導を行うことが望ましい。

2) 自らの電気通信事業の用に供する場合、認定等に関する申告が必要であること等の利用者への注意喚起方法

方向性

- 総務省において、掲示・配布用の共通資料を作成する。
- 当該資料を
 - ①総務省HPに公開
 - ②事業者へ卸先・利用者等のサービス提供先に配布するとともに、事業者のHPでも適宜公開
 - ③TCA及びJUSAの協会内で共有
- ②の配布先については、各社のサービス提供状況を踏まえ、個別に判断するものとするが、提供ルールの対象となりうる事業者に対しては確実に配布されるよう、留意することとする。

3) 公表する認定事業者リストの必要な項目及び更新頻度

方向性

<更新頻度>

- 都度更新は管理が煩雑化する一方で、卸契約は常に発生しうること、再確認プロセスが発生することを踏まえると一定程度高い頻度での更新が必要と考えられることから、当面は1～2月に一度での更新を行うこととする。

<その他>

- 以下の要件を満たした事業者を記載する。
 - みなし以外の認定者：有効な認定証が発行されている事業者でかつ、直近の年度で番号使用に関する報告を怠っていない事業者
 - みなし認定者：直近の年度で番号使用に関する報告があった事業者
- みなし以外の認定者は、上記の通り1～2ヶ月に一度時点更新。みなし認定者は、年に一度、報告期限後に更新。
- 直近の報告を怠っている者が、リストへの追加を希望する者は、総務省に報告する。（総務省において経緯等を確認し、認定者リストへの追加を検討する。）
- (A) 認定事業者リストに加えて、(A) リスト要件を満たさない事業者リストを作成し、直近の年度での報告未提出等があった事業者や、廃止に係る届出、認定の取消しにより(A) リストから削除された事業者を理由とともに記載。2年程度経過後、変更がなければ、(B) リストから当該事業者を削除。

(A)

【認定事業者リスト】

- 卸元による卸先の認定確認の照合元となるリスト
- 以下の要件を満たした事業者を記載
 - みなし以外の認定者：有効な認定証が発行されている事業者でかつ、直近の年度で番号使用に関する報告を怠っていない事業者
 - みなし認定者：直近の年度で番号使用に関する報告があった事業者

要件を満たさなくなった場合移行

(B)

【(A) リスト要件を満たさない事業者リスト】

- 直近の年度での報告未提出等があった事業者や、廃止に係る届出、認定の取消し等により (A) リストから削除された事業者を理由とともに記載
- 2年程度経過後、変更がなければ、リストから当該事業者を削除

- ✓ リストは総務省のHP上で公表。
- ✓ みなし以外の認定者は、2ヶ月に一度時点更新。みなし認定者は、年に一度、6月末の報告期限後に更新。

3) 公表する認定事業者リストの必要な項目及び更新頻度

方向性

<必要な項目>

- 事業者から追加の希望があった項目のうち、「電気通信事業者が提供している役務」は、大まかな内容はリストで公開予定の番号種別によりある程度分かること、また詳細な情報は事業者の秘匿情報も含まれる可能性があるため、追加しない。
- 「番号認定の番号」は、各事業者への指定状況については総務省HPで既に公開していること、非指定事業者が具体的に使用する番号帯は、卸元事業者の利用方針及び契約内容に依存することから、追加しない。
- 「登録日」、「更新日」、「廃止日」については、認定を受けて活動していることの確認には、直近の報告規則の提出の有無（後述）で十分であること、また廃止の際もリストから分かるようにする（後述）ため、各日付については必ずしも現時点で必要なものと想定されないことから、追加しない。
- 「みなし認定・本認定の区分」、「電話転送役務の有無」については、卸元事業者の確認等に有益と考えるため、追加を検討する。ただし、「電話転送役務の有無」は、転送電話の提供を行っているとして固定電話番号の認定をとっている場合、分かるようにすることとする。

4) 既存契約に対する対応

方向性

- 既存契約に対する対応は、以下のとおりとして当面の運用を行う。

- (1) 他の電気通信事業者への利用者設備識別番号を使用する**卸電気通信役務の提供に当たっては**、当該他の電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること。
→ 適用される。
- (2) 他の電気通信事業者への利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する**契約を締結するに際しては**、当該契約に関する書面（電磁的記録を含む。(3)において同じ。）において、当該他の電気通信事業者が当該利用者設備識別番号に係る電気通信番号の使用に関する条件（この5に掲げるものを含む。(3)において同じ。）を遵守することについて合意すること。
→ **新たな契約締結時に加えて、既存契約の更新や変更といった時にも適用される。**
- (3) 利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供に関する**契約**（当該契約に関する書面において卸電気通信役務の提供であることを特定するものを除く。）**を締結するに際しては**、当該契約に関する書面において、当該契約の相手方である利用者に対して、当該利用者が当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合における当該利用者設備識別番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守するよう求めること。
→ **新たな契約締結時に加えて、既存契約の更新や変更といった時にも適用される。**
- (4) 他の電気通信事業者から利用者設備識別番号を使用する**電気通信役務の提供を受けるに際しては**、特別の事情がない限り、当該提供を受ける者は、当該他の電気通信事業者に対して、当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び自らが電気通信番号使用計画の認定を受け、又は受けようとしていることを申し出ること。
→ 適用される。
- (5) 利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約を**締結した場合は**、当該契約の相手方との間において、卸元事業者の電気通信番号の管理に資するために、必要な連絡体制の構築を図ること。
→ 適用される。

- 卸契約であることを特定した契約における、「提供先が番号使用条件を遵守することの合意」について、約款を用いる場合は、当該事項を約款に記載し、その効力発生を以て合意とみなしてよいこととする。
- 卸契約であることを特定しない契約で、既契約者が当該提供を受けている電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供していると新たに判明した場合、約款等の記載に基づき、卸先事業者に申告を行うこと及び認定を取得していなければ認定をとるべき旨を通達した上で、卸元及び卸先から総務省へ通報し、改めて卸先が認定を受けていることを確認（流れは、卸契約であることを特定した契約の場合に準ずる）する。